### APPLIED TECHNOLOGY CO.,LTD.

## 最終更新日:2019年3月27日 応用技術株式会社

代表取締役社長 船橋 俊郎

問合せ先:管理部(代表)06-6373-0440

証券コード: 4356 https://www.apptec.co.jp

## 当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1.基本的な考え方

企業行動倫理が強く求められるなか、当社は、監査等委員会設置会社を選択しており、透明性が高く、公正な経営を実現することを最優先に取り組んでおります。コーポレート・ガバナンスの充実に関する内外の状況を踏まえつつ、株主総会の充実、取締役会の改革、監査等委員会及び内部監査室の機能強化、情報開示レベルの高度化に取り組むとともに事業競争力の強化、企業価値の向上に取り組んでおります。また、「問題解決型企業として社会の情報化に貢献すること」を目標とする当社にとって、法令に留まらず社会規範に至るすべてのルールを遵守する、よりレベルの高いコンプライアンスを求められているという認識を役職員全員で共有したいと考えます。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

#### 2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

# 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トランス・コスモス株式会社	1,719,100	60.21
応用技術社員持株会	60,500	2.12
奥田 昌孝	56,000	1.96
大阪中小企業投資育成株式会社	40,000	1.40
浅野 勉	32,000	1.12
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	29,600	1.04
MSIP CLIENT SECURITIES(常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	29,000	1.02
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	22,164	0.78
松井証券株式会社	21,400	0.75
J.P.MORGAN SECURITIES PLC(常任代理人 JPモルガン証券株式会社)	20,900	0.73

<b>→ =</b> ¬++ <b>→</b>	/ DD 人 DI + D人	/ \ <b>小 ナ 畑</b>
文	(親会社を除	いの有無

親会社の有無

トランス・コスモス株式会社 (上場:東京) (コード) 9715

補足説明

### 3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	情報·通信業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と親会社等のグループ企業が取引する際の方針は、一般会社との取引と同様、市場原理に基づき経済合理性を基準に公正な取引を行うことを基本方針としております。

また、当社では、親会社等のグループ企業と重要性の高い取引を行う場合には、取引内容及び取引条件の妥当性を一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役も参加する取締役会で審議のうえ決定することとしており、親会社等のグループ企業との取引において、当社の経営の独立性を保つことにより非支配株主の保護を図ります。

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社はトランス・コスモス株式会社の子会社であり、その企業集団の一員として企業グループ全体として、業務の適正を確保することが重要であるとの基本認識をコンプライアンスの基礎においております。

親会社との連携体制については、親会社の社員等が当社の取締役兼務を通じて、実務的な連携強化を図り、共通認識に基づくコンプライアンス(内部統制を含む)の強化・改善を進めております。

また、「4.支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に加え、親会社において「子会社に対する不当な取引の要求等を防止するための体制」が構築されており、親会社との不当な取引は必然的に排除される仕組みを構築しております。

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

## 1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査等委員会設置会社

## 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

#### 会社との関係(1)

—————————————————————————————————————			会社との関係( )									
<b>以</b> 有	属性	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
竹中 宣雄	他の会社の出身者											
中尾 敏明	他の会社の出身者											

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d. e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

## 会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹中 宣雄				長年企業経営に携わってきたことで経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、当社の経営全般に資するところが大きいと判断しているため。
中尾 敏明				長年生命保険業界に携わってきたことで豊富な経験と幅広い見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しているため。

#### 【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)		
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締 役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社は、監査等委員3名のうち1名が常勤であり、また、内部監査室は2名が専任者であるため、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び 使用人は設けておりません。

なお、監査等委員会が補助使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査等委員会と調整のうえ速やかに補助使用人を選任することとなっております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室は、監査等委員会と連携しコンプライアンスの遵守状況を含めた内部監査の年間計画に基づいて内部監査を実施します。 また、監査等委員会は会計監査人及び内部監査室と会計監査に関する状況について意見交換及び情報交換を行うことにより、相互連携の強化 を図りながら、効率的な監査を実施し、監査の実効性向上に努めてまいります。

### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

### 【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役が当社株式を購入するに際してのインサイダー取引の懸念を回避し、当社株式の継続的な取得および保有を通じて、株主の皆様と株主価値をより一層共有し、さらなる企業価値の向上を図ることを目的として役員持株会を設けております。

#### ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無<sup>更新</sup>

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会にて決定する報酬限度額の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については、取締役会で配分方法の取り扱い を協議した上で、代表取締役及び取締役(監査等委員である取締役を除く。)の協議により決定しております。また、監査等委員である取締役の報 酬は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

なお、役員報酬の限度額は、平成28年3月29日開催の第33期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員である取締役以外の取締役分は年額2億円以内、監査等委員である取締役分は年額6千万円以内であります。

#### 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポート体制は、現在のところ社外取締役を補佐する担当部門等は設置しておりませんが、社外取締役が補助使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は当該社外取締役と調整のうえ速やかに補助使用人を選任します。

### 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職·地位	業務内容	勤務形態·条件 (常勤·非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

名

その他の事項<sup>更新</sup>

制度はありません。なお、代表取締役社長等の退任者に限らず、退任後も、その助言等を特に必要とする場合には、取締役会決議を経て、顧問 就任を要請する場合があります。

### 2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

企業行動倫理が強く求められるなか、当社は、取締役会と監査等委員会を軸にして、透明性が高く、公正な経営を実現することを最優先に取り組んでおります。

コーポレート・ガバナンスの充実に関する内外の状況を踏まえつつ、株主総会の充実、取締役会の改革、監査等委員会及び内部監査室の機能強化、情報開示レベルの高度化に取り組むとともに事業競争力の強化、企業価値の向上に取り組んでおります。

また、「問題解決型企業として社会の情報化に貢献すること」を目標とする当社にとって、法令に留まらず社会規範に至るすべてのルールを遵守する、よりレベルの高いコンプライアンスを求められているという認識を役職員全員で共有したいと考えます。

### 3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社を選択しております。

# 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

# 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は12月であり、株主総会開催集中日は回避されているものと考えております。
その他	株主総会の開催は、交通の便の良い会場を設定しております。

## 2.IRに関する活動状況

		補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無		
	IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに設けているIRサイトにおいてIR資料を掲載しております。			
	IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は管理部が担当しております。			

# 3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	当社は「コンプライアンス行動指針」を制定しており、全ての役員及び従業員は法令を遵守することはもとより、社会規範を尊重し良識ある企業活動を心がけております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	インターンシップの受入れを実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	当社は、財務情報、事業活動状況等の経営情報を関連法令や東京証券取引所の定める 適時開示等に係る規則を遵守し、適時開示に努めております。 また、適時開示等に係る規則に該当しない情報につきましても、全てのステークホルダー が迅速かつ平等に情報を入手できるよう開示する方針です。
その他	企業価値向上と社会貢献のため中期経営計画を策定し、当社ホームページに掲載しております。

### 内部統制システム等に関する事項

# 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制の更なる強化を図る目的で、平成28年3月29日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を下記のとおり一部改定することを決議しております。

当社の企業価値の継続的な向上を図るために、内部統制システムの構築・整備を経営の重点課題と位置づけ、特にコンプライアンス及びリスク管理の整備に取り組んでまいりました。今後も、内部統制システムの維持・改善を継続的に推進してまいります。

- 1. 取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスマニュアル(行動規範)を定め、役員及び従業員の行動や判断、評価についての基準となるべき原則を示し、全役員及び全従業員に周知徹底しています。
- (2) コンプライアンス規程に基づき、管理部がコンプライアンスに関する事項を一元管理し、コンプライアンス体制の構築と推進及び管理を実践しています。
- (3) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「内部通報窓口」を設置し、未然防止に努めています。また、 情報提供者に対しては「内部通報制度規程」に基づき不利益な扱いを行わない等の保護をしています。
- (4) 監査等委員会と内部監査室が連携し、コンプライアンスの遵守状況を含めた内部監査を年間計画に基づいて計画的に実施しています。
- (5) 会社の重要な業務執行に関する事項は、月1回の定例取締役会及び臨時取締役会で決定しています。また、取締役会は、取締役の業務執行 状況を監督しています。
- (6) 監査等委員は、取締役会で必要に応じ意見を述べ、また、監査等委員である取締役以外の取締役の職務執行状況に対し必要に応じて改善を 助言しています。
- (7) 反社会勢力とは一切の関係をもたず、介入等に対しては組織全体として断固とした姿勢で対応していきます。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1) 代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者に担当取締役を任命しています。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、文書管理規程により文書又は電磁的媒体に記録し保存・管理しています。
- (3) 取締役は、常時、これらの文書等を閲覧することができます。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

想定されるリスク(多額の損失、不正や誤謬の発生)を未然に防止、若しくは最小限にとどめることを念頭においたリスクマネジメントの観点から、 取締役会規程、稟議規程、職務権限規程、業務管理規程等を制定しております。

また、取締役が善管注意義務を果たしていることを客観的に証明するために、取締役及び従業員の職務執行の効率性確保を阻害することなく、リ スク管理の各プロセスにおける業務の文書化等の整備を進めていきます。

4.財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する 体制を整備し運用します。

- 5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役が効率的に職務を執行するために、職務分掌及び職務権限に関する規程に基づき職務権限と担当業務を明確にしています。
- (2) 毎月開催される取締役会で、業績・業務執行のレビューを行い経営目標の達成状況及び課題等を把握することで、効率的な業務遂行を図っています。
- (3) 経営目標に関する重要な意思決定、重大な影響を及ぼす事項は、意思決定の迅速化·効率化を図るため、執行会議にて十分協議·検討した 上で取締役会に付議を行います。
- 6. 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、トランス・コスモス株式会社の子会社であり、その企業集団の一員として企業グループ全体として、業務の適正を確保することが重要であるとの基本認識をコンプライアンスの基礎としております。

親会社においては「子会社に対する不当な取引の要求等を防止するための体制」が構築されており、当社としては特段の体制を必要としておりませんが、当社の取締役会規程、稟議規程、職務権限規程、業務管理規程等の適正な運用を通じ、親会社との不当な取引は必然的に排除される仕組みを構築しております。

- 7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項、当該取締役及び従業員の他の監査等委員である取締役以外の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役及び従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査等委員会がその職務を補助する取締役又は従業員を置くことを求めた場合、代表取締役は、その人数、要件、期間及び理由を勘案し、速やかに適任者を選任します。
- (2) 監査等委員会の補助者は、監査等委員会の指揮・監督のもと監査等委員会の監査業務をサポートします。
- (3) 監査等委員会の補助者を置いた場合には、監査等委員である取締役以外の取締役からの独立性を確保するため、当該監査等委員会の補助 者の人事評価、人事異動及び懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得ます。
- 8. 監査等委員である取締役以外の取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制
- (1) 監査等委員である取締役以外の取締役及び従業員は監査等委員会の要請に応じて、会社の事業状況及び内部統制システムの整備·運用状況の報告を行います。
- (2) 内部監査室が行った監査結果や「内部通報窓口」の通報・相談状況について監査等委員会に報告を行います。
- (a) 監査等委員である取締役以外の取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、重大なコンプライアンス違反及び不正行 為の事実を知ったときには、速やかに監査等委員会に報告を行います。
- 9.監査等委員会へ報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
- 当社は、監査等委員会に前項の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。
- 10.監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

- 11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員である取締役以外の取締役及び執行役員で構成される執行会議メンバーとの定期的な会合を持ち、意見交換及び意思の疎通を図ります。
- (2) 会計監査人と定例ミーティングを実施し、情報交換を行っています。
- (3) 内部監査室と連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会勢力とは一切の関係をもたず、介入等に対しては組織全体として断固とした姿勢で対応していきます。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

### 買収防衛策の導入の有無

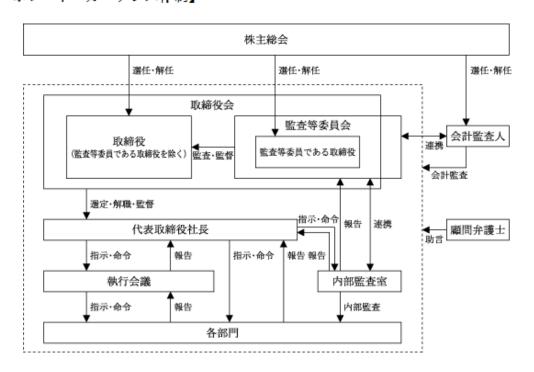
なし

該当項目に関する補足説明

特別実施している事項はございません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

## 【コーポレート・ガバナンス体制】



## 【適時開示体制の概要】

